

大阪市告示第342号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、八幡屋公園ほか 2 施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和 52 年大阪市条例第 29 号）第 24 条前段、大阪市立体育館条例（昭和 31 年大阪市条例第 45 号）第 16 条前段及び大阪市立プール条例（昭和 49 年大阪市条例第 41 号）第 15 条前段の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 16 日

大阪市長 横山 英 幸

1 施設の名称

八幡屋公園（大阪市公園条例（昭和 52 年大阪市条例第 29 号）第 3 条第 2 項に規定する代行公園の部分に限る。）

大阪市中央体育館

大阪市立大阪プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市港区田中 3 丁目 1 番 40 号

スポーツパーク八幡屋活性化グループ

構成員 一般財団法人大阪スポーツみどり財団

株式会社 C O S P A ウェルネス

美津濃株式会社

ミズノスポーツサービス株式会社

株式会社加藤商会

イオンデイライト株式会社

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）